

令和3年2月24日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第 1 号	専決処分について（令和2年度秩父市一般会計補正予算（第7回））	1
議案第 2 号	専決処分について（令和2年度秩父市一般会計補正予算（第8回））	2 0
議案第 3 号	市道の路線変更について	3 3
議案第 4 号	秩父市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の 一部を改正する条例	3 6
議案第 5 号	秩父市介護保険条例の一部を改正する条例	3 7
議案第 6 号	秩父市国民健康保険条例の一部を改正する条例	3 9
議案第 7 号	秩父市バイシクルモトクロス場条例の一部を改正する条例	4 0
議案第 8 号	秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	4 2
議案第 9 号	秩父市立学童保育室条例の一部を改正する条例	4 3
議案第 1 0 号	秩父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例	4 4
議案第 1 1 号	令和2年度秩父市一般会計補正予算（第9回）	4 5
議案第 1 2 号	令和2年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）	5 6
議案第 1 3 号	令和2年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）	6 1
議案第 1 4 号	令和2年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）	6 4
議案第 1 5 号	令和2年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）	7 0
議案第 1 6 号	令和2年度秩父市立病院事業会計補正予算（第3回）	7 6
議案第 1 7 号	令和2年度秩父市下水道事業会計補正予算（第3回）	7 8
議案第 1 8 号	令和3年度秩父市一般会計予算	8 0
議案第 1 9 号	令和3年度秩父市国民健康保険特別会計予算	8 1

議案第20号	令和3年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算	82
議案第21号	令和3年度秩父市介護保険特別会計予算	83
議案第22号	令和3年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算	84
議案第23号	令和3年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算	85
議案第24号	令和3年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算	86
議案第25号	令和3年度秩父市駐車場事業特別会計予算	87
議案第26号	令和3年度秩父市立病院事業会計予算	88
議案第27号	令和3年度秩父市下水道事業会計予算	89

議案第 1 号

専決処分について

令和 2 年度秩父市一般会計補正予算（第 7 回）については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

専決処分書

令和2年度秩父市一般会計補正予算（第7回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年1月14日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

令和 2 年度秩父市一般会計補正予算（第 7 回）

令和 2 年度秩父市一般会計補正予算（第 7 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 471,919 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,338,439 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		11,141,577	471,919	11,613,496
	1 国庫負担金	3,089,134	283,338	3,372,472
	2 国庫補助金	8,042,609	188,581	8,231,190
歳入合計		38,866,520	471,919	39,338,439

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		11,423,124	500	11,423,624
	1 社会福祉費	5,315,895	500	5,316,395
4 衛生費		3,092,732	411,419	3,504,151
	1 保健衛生費	997,650	410,419	1,408,069
	2 病院事業費	379,028	1,000	380,028
7 商工費		1,885,063	60,000	1,945,063
	1 商工費	1,885,063	60,000	1,945,063
歳 出 合 計		38,866,520	471,919	39,338,439

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	357,419
7 商工費	1 商工費	時短等協力奨励金交付事業	60,000

1 総括 歳入歳出補正予算事項別明細書

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	11,141,577	471,919	11,613,496
歳入合計	38,866,520	471,919	39,338,439

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	11,423,124	500	11,423,624
4 衛生費	3,092,732	411,419	3,504,151
7 商工費	1,885,063	60,000	1,945,063
歳出合計	38,866,520	471,919	39,338,439

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
500				
411,419				
60,000				
471,919				

2 歳 入

(款) 16 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		国庫支出金	11,141,577	471,919	11,613,496
	1	国庫負担金	3,089,134	283,338	3,372,472
	2	衛生費国庫負担金	0	283,338	283,338
	2	国庫補助金	8,042,609	188,581	8,231,190
	2	民生費国庫補助金	553,462	500	553,962
	3	衛生費国庫補助金	71,301	128,081	199,382
	6	商工費国庫補助金	593,777	60,000	653,777

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費 負担金	283,338	・ 新型コロナウイルスワクチン接種実施費用国庫負担金	283,338
1 社会福祉費 補助金	500	・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	500
1 保健衛生費 補助金	127,081	・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 ・ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	53,000 74,081
4 病院事業費 補助金	1,000	・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	1,000
1 商工費補助 金	60,000	・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	60,000

3 歳 出

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
3						
1						
8						
民生費	11,423,124	500	11,423,624	500		
社会福祉費	5,315,895	500	5,316,395	500		
8 国民健康保険費	659,220	500	659,720	500	(国) 新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金	500

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
	27 繰 出 金	500	○ 国民健康保険特別会計繰出金<保険年金課・大滝国保診療所> 500 27 繰出金 500 国民健康保険特別会計（診療施設勘定）繰出金 500

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
4		衛生費	3,092,732	411,419	3,504,151	411,419		
	1	保健衛生費	997,650	410,419	1,408,069	410,419		
		2 予 防 費	260,956	410,419	671,375	410,419		
						(国) 新型コロナウイルスワクチン接種実施費用国庫負担金		283,338
						(国) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		53,000
						(国) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金		74,081

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
	7 報 償 費	53,000	○ 予防接種事業<保健センター> 357,419
	10 需 用 費	1,838	10 需用費 1,838
	12 委 託 料	351,681	消耗品費 1,838
	13 使用料及び 賃借料	2,500	12 委託料 351,681
	17 備品購入費	1,400	新型コロナウイルスワクチン接種対応業務委託料 72,681
			新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料 279,000
			13 使用料及び賃借料 2,500
			会場借上料 2,500
			17 備品購入費 1,400
			機械器具費 1,400
			○ 新型コロナウイルス感染対策事業<地域医療対策課> 53,000
			7 報償費 53,000
			医療機関・薬局緊急特別支援金 53,000

(款) 4 衛生費
(項) 2 病院事業費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
2		病院事業費	379,028	1,000	380,028	1,000		
	1	病院事業費	379,028	1,000	380,028	1,000		(国) 新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金 1,000

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
	18 負担金補助 及び交付金	1,000	○ 市立病院事業費<市立病院> 1,000 18 負担金補助及び交付金 1,000 病院事業会計補助金 1,000

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
7		商工費	1,885,063	60,000	1,945,063	60,000		
	1	商工費	1,885,063	60,000	1,945,063	60,000		
		2 商工業振興費	1,301,437	60,000	1,361,437	60,000	(国) 新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金	60,000

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
	7 報 償 費	60,000	○ 商工業支援事業<商工課> 7 報償費 時短等協力奨励金
			60,000 60,000 60,000

議案第2号

専決処分について

令和2年度秩父市一般会計補正予算（第8回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年2月24日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

専決処分書

令和2年度秩父市一般会計補正予算（第8回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年1月25日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

令和 2 年度秩父市一般会計補正予算（第 8 回）

令和 2 年度秩父市一般会計補正予算（第 8 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,048 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,353,487 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		11,613,496	11,448	11,624,944
	2 国庫補助金	8,231,190	11,448	8,242,638
22 諸 収 入		572,368	3,600	575,968
	5 雑 入	191,159	3,600	194,759
歳 入 合 計		39,338,439	15,048	39,353,487

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		3,504,151	15,048	3,519,199
	1 保健衛生費	1,408,069	15,048	1,423,117
歳出	合計	39,338,439	15,048	39,353,487

1 総括 歳入歳出補正予算事項別明細書

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	11,613,496	11,448	11,624,944
22 諸収入	572,368	3,600	575,968
歳入合計	39,338,439	15,048	39,353,487

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費	3,504,151	15,048	3,519,199
歳 出 合 計	39,338,439	15,048	39,353,487

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
11,448			3,600	
11,448			3,600	

2 歳 入

(款) 16 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		国庫支出金	11,613,496	11,448	11,624,944
	2	国庫補助金	8,231,190	11,448	8,242,638
		3 衛生費国庫補助金	199,382	11,448	210,830
22		諸 収 入	572,368	3,600	575,968
	5	雑 入	191,159	3,600	194,759
		1 雑 入	191,159	3,600	194,759

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費 補助金	11,448	・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	11,448
6 雑 入	3,600	・ P C R検査キット頒布代金	3,600

3 歳 出

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
4		衛生費	3,504,151	15,048	3,519,199	11,448		3,600
	1	保健衛生費	1,408,069	15,048	1,423,117	11,448		3,600
	2	予 防 費	671,375	15,048	686,423	11,448		3,600
						(国) 新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金 11,448 (諸) P C R 検査キット頒布代金 3,600		

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
	10 需用費	15,048	○ 新型コロナウイルス感染対策事業<地域医療対策課> 15,048 10 需用費 15,048 消耗品費 15,048

余 白

議案第3号

市道の路線変更について

次のとおり市道を路線変更することについて議決を求める。

路線名	旧新別	起 点		重要な 経過地
		終 点		
荒川上田野17号線	旧	秩父市荒川上田野字森ノ西	447番2地先	
		秩父市荒川上田野字森ノ西	508番2地先	
	新	秩父市荒川上田野字森ノ西	508番2地先	
		秩父市荒川上田野字森ノ西	466番地先	

令和3年2月24日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

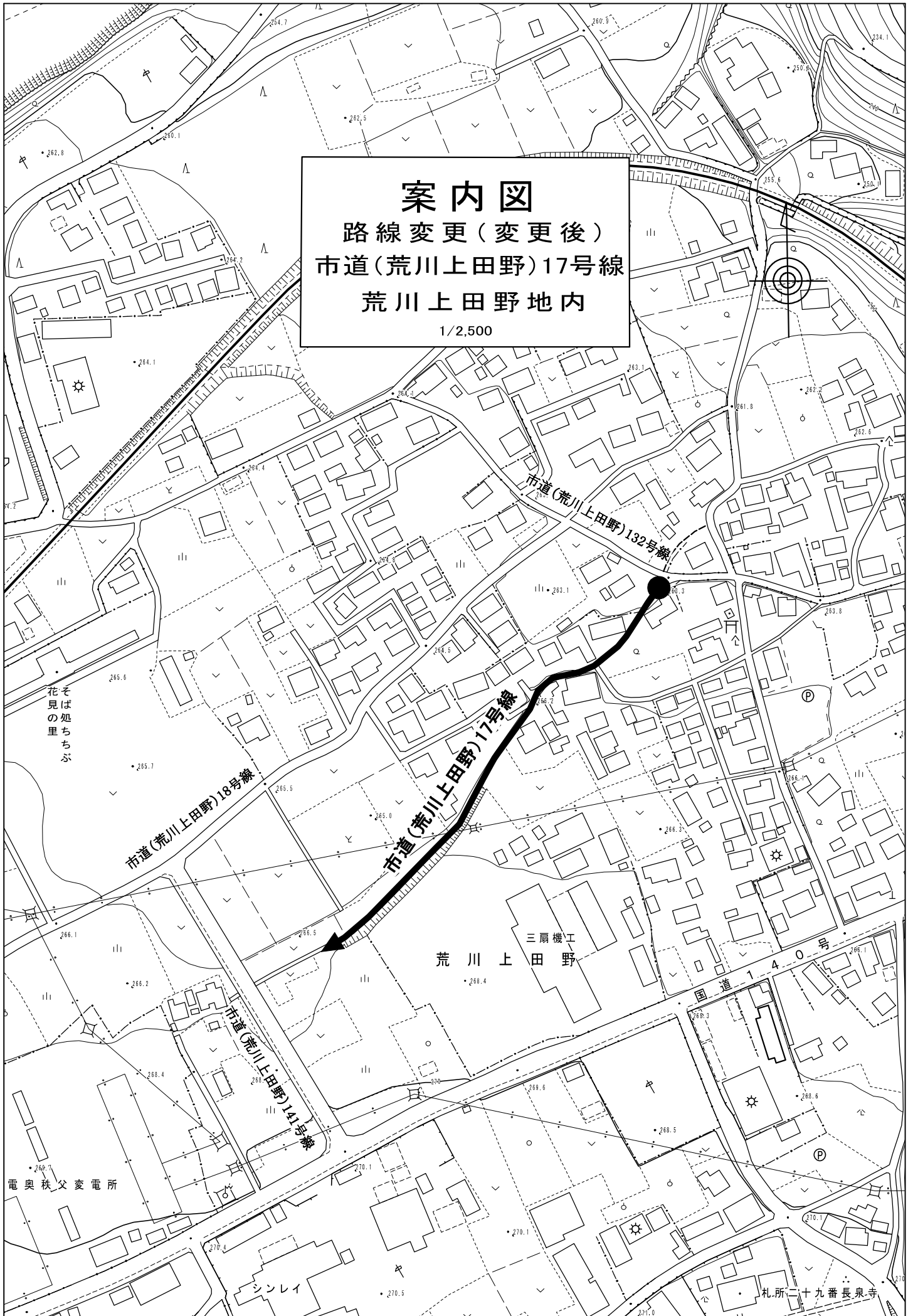
提案理由

路線を変更し管理したいため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により提出する。

案内図
路線変更(変更前)
市道(荒川上田野)17号線
荒川上田野地内
1/2,500



案内図
路線変更(変更後)
市道(荒川上田野)17号線
荒川上田野地内
1/2,500



議案第 4 号

秩父市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例

秩父市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例（平成 30
年秩父市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「の申請に係る」を「に受給者証の交付を受けた者に対する」に改
め、「支給については」の次に「、令和 4 年 9 月 30 日までの間は」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 2 月 24 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

重度心身障害者医療費支給に関し、附則における経過措置について、所要の改正
を行いたいため。

議案第5号

秩父市介護保険条例の一部を改正する条例

秩父市介護保険条例（平成17年秩父市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第6号ア中「合計所得金額（」を削り、「をいう。以下同じ」を「（以下「合計所得金額」という）」に改め、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「200万円」を「210万円」に、「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

13 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

14 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この

場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

- 15 第13項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。
この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第11項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和3年2月24日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

令和3年度から令和5年度までの介護保険料率を定め、一部の所得段階において基準所得金額を改正するほか、介護保険法施行令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、保険料率の算定に関する基準の特例及び新型コロナウイルス感染症の定義規定について、所要の改正を行いたいため。

議案第6号

秩父市国民健康保険条例の一部を改正する条例

秩父市国民健康保険条例（平成17年秩父市条例第173号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に、「当該感染症」を「新型コロナウイルス感染症」に改める。

附則第8項中「当該感染症」を「新型コロナウイルス感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月24日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義規定について、所要の改正を行いたいため。

議案第7号

秩父市バイシクルモトクロス場条例の一部を改正する条例

秩父市バイシクルモトクロス場条例（平成21年秩父市条例第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秩父滝沢サイクルパーク条例

本則（第1条を除く。）中「バイシクルモトクロス場」を「サイクルパーク」に改める。

第1条中「秩父市バイシクルモトクロス場（以下「バイシクルモトクロス場」を「秩父滝沢サイクルパーク（以下「サイクルパーク」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第19条関係）

区分			単位	使用料	
コース	個人利用	市民	一般	2時間	1,100円
				1日	1,650円
				1シーズン	15,400円
			児童・生徒	2時間	550円
				1日	820円
				1シーズン	7,700円
		市民以外の者	一般	2時間	1,100円
				1日	1,650円
				1シーズン	22,000円
			児童・生徒	2時間	880円
				1日	1,320円
				1シーズン	17,600円
	専用利用 (1コースにつき)	利用人数100人以下	1日	77,000円	
		利用人数100人超120人未満	1日	88,000円	
		利用人数120人超140人未満	1日	99,000円	
		利用人数140人超	1日	110,000円	
備品	自転車	バイシクルモトクロス	1台1時間	1,100円	

		マウンテンバイク	1台1時間	1,100円
	タイム計測器	計測チップ	1個1日	550円
		計測システム	1日	550円

備考

- 1 「市民」とは、市内に住所を有する者をいう。
- 2 「児童・生徒」とは、幼児、小学生又は中学生をいい、「一般」とは、児童・生徒以外の者をいう。
- 3 「1シーズン」とは、一の年度において第3条の規定により定められた利用期間をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の秩父市バイシクルモトクロス場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の秩父滝沢サイクルパーク条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 新条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

令和3年2月24日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

新たなコースを設置したことに伴い、全体的な料金体系を見直すとともに、施設名称を現在愛称として親しまれている秩父滝沢サイクルパークに改称したいため。

議案第 8 号

秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次項において同じ。）」に改め、「従事したときは」の次に「、当分の間」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 2 月 24 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義規定及び防疫作業手当の特例の期間について、所要の改正を行いたいため。

議案第9号

秩父市立学童保育室条例の一部を改正する条例

秩父市立学童保育室条例（平成17年秩父市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第1条の表秩父市立下郷学童保育室の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月24日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

令和3年3月31日をもって下郷学童保育室を廃止したく、所要の改正を行いたいため。

議案第10号

秩父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秩父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年秩父市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月24日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

厚生労働省令で定めている放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員資格の研修制度について、所要の改正を行いたいため。

議案第 1 1 号

令和 2 年度秩父市一般会計補正予算（第 9 回）

令和 2 年度秩父市一般会計補正予算（第 9 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 367,922 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,985,565 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（地方債）

第 4 条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		8,607,713	10,280	8,597,433
	3 軽自動車税	228,623	5,356	223,267
	6 入湯税	11,844	4,924	6,920
7 地方消費税交付金		1,451,000	86,000	1,365,000
	1 地方消費税交付金	1,451,000	86,000	1,365,000
14 分担金及び負担金		133,267	24,023	157,290
	1 負担金	133,267	24,023	157,290
15 使用料及び手数料		425,053	12,237	412,816
	1 使用料	273,949	12,237	261,712
16 国庫支出金		11,624,944	3,030	11,627,974
	1 国庫負担金	3,372,472	124,538	3,247,934
	2 国庫補助金	8,242,638	127,568	8,370,206
17 県支出金		1,958,640	188,676	1,769,964
	1 県負担金	1,125,791	55,234	1,070,557
	2 県補助金	582,266	43,337	538,929
	3 委託金	250,583	90,105	160,478
18 財産収入		121,411	6	121,417
	1 財産運用収入	87,247	6	87,253
19 寄附金		506,302	101,421	607,723
	1 寄附金	506,302	101,421	607,723
20 繰入金		2,128,249	206,784	1,921,465
	1 繰入金	2,128,249	206,784	1,921,465
22 諸収入		575,968	1,575	577,543
	2 市預金利子	400	261	139
	4 受託事業収入	143,663	5,997	149,660
	5 雑入	194,759	4,161	190,598
23 市債		2,918,311	6,000	2,924,311
	1 市債	2,918,311	6,000	2,924,311
歳入合計		39,353,487	367,922	38,985,565

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		9,866,802	44,013	9,822,789
	1 総務管理費	9,255,673	31,581	9,224,092
	2 徴 税 費	340,356	937	339,419
	5 統計調査費	37,735	11,495	26,240
3 民生費		11,423,624	452,564	10,971,060
	1 社会福祉費	5,316,395	11,806	5,328,201
	2 児童福祉費	4,939,781	523,967	4,415,814
	3 生活保護費	1,149,420	59,597	1,209,017
4 衛生費		3,519,199	12,296	3,506,903
	1 保健衛生費	1,423,117	12,561	1,410,556
	2 病院事業費	380,028	463	379,565
	4 上水道費	1,076,508	728	1,077,236
6 農林水産業費		614,420	23,490	590,930
	1 農 業 費	338,202	6,227	331,975
	2 林 業 費	276,218	17,263	258,955
7 商工費		1,945,063	304,992	1,640,071
	1 商工費	1,945,063	304,992	1,640,071
8 土木費		2,909,053	165,857	2,743,196
	1 土木管理費	224,180	426	223,754
	2 道路橋りょう費	1,475,068	76,493	1,398,575
	3 河川費	94,830	2,711	92,119
	4 都市計画費	977,475	86,227	891,248
9 消防費		1,242,168	4,259	1,246,427
	1 消防費	1,242,168	4,259	1,246,427
10 教育費		2,382,249	343,030	2,725,279
	1 教育総務費	496,728	15,032	481,696
	2 小学校費	539,642	131,531	671,173
	3 中学校費	298,933	232,781	531,714
	5 社会教育費	460,720	477	460,243
	6 保健体育費	536,447	5,773	530,674
12 公債費		3,433,779	27,934	3,405,845
	1 公債費	3,433,779	27,934	3,405,845
13 諸支出金		1,479,750	305,622	1,785,372
	1 基金費	1,479,750	305,622	1,785,372
14 予備費		160,262	10,313	170,575
	1 予備費	160,262	10,313	170,575
歳 出	合 計	39,353,487	367,922	38,985,565

第 2 表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名
7 商工費	1 商工費	大滝温泉源泉整備事業

(単位：千円)

補正前			補正後		
総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
170,000	令和2年度	100,000	196,000	令和2年度	100,000
	令和3年度	70,000		令和3年度	70,000
				令和4年度	26,000

第 3 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	歴史文化伝承館シャッター改修事業	6,820
		大滝振興会館屋根改修事業	13,409
		運転免許返納事業	2,006
		移住促進補助事業	3,550
		公共施設自動水栓化事業	5,296
		赤ちゃん・妊婦さん応援給付金事業	60,000
3 民生費	1 社会福祉費	障害者自立支援給付事業	240
	2 児童福祉費	新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（支援拠点分）	1,400
		新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（保育所等分）	9,500
		新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（学童保育室分）	7,300
4 衛生費	1 保健衛生費	PCR検査キット提供事業	12,161
6 農林水産業費	1 農業費	基礎的換地業務委託事業	1,842
	2 林業費	栃本市有林搬出間伐等業務委託事業	858
		芦ヶ久保市有林搬出間伐等業務委託事業	6,640
		支障木伐採事業	1,000
		市有林境界明確化事業	1,500
		里山・平地林整備事業	680
		栃本樹皮ガード設置事業	2,566
		栃本市有林作業道作設事業	1,300
		芦ヶ久保作業道改良事業	1,300
		定峰坂本治山事業	5,200
		定峰東上平治山事業	4,021
		品沢中島治山事業	2,590
		浦山木杓神治山事業	1,700
		久那下安立治山事業	1,312
		荒川白久沢ノ入治山事業	4,200
		荒川上田野治山事業	3,651
		別所花ノ木治山事業	5,231
		送電線下伐採等業務委託事業	13,378
		予防伐採交渉業務委託事業	500
		中間土場整備事業	1,430
		ウッドスタート業務委託事業	3,077
		森林管理道個別施設計画策定事業	4,000
		森林管理道維持補修事業	2,600
		森林管理道白岩線改良事業	3,960
		森林管理道石神沢線改良事業	6,950
		森林管理道漆木白岩線改良事業	5,100

款	項	事業名	金額	
7 商工費	1 商工費	秩父ビジネスプラザ駐車場整備事業	800	
		郷路館雨樋等改修事業	3,400	
8 土木費	1 土木管理費	大滝総合支所地籍調査事業	6,777	
		2 道路橋りょう費	中央309号線外区画線設置事業	3,900
	道路照明灯設置事業	2,300		
	幹線3号線新設改良事業	20,300		
	幹線51号線新設改良事業	96,500		
	幹線61号線新設改良事業	60,900		
	幹線67号線新設改良事業	18,400		
	中央456号線新設改良事業	8,500		
	原谷55号線新設改良事業	21,200		
	高篠253号線新設改良事業	5,000		
	荒川幹線2号線(Ⅱ工区)新設改良事業	35,157		
	荒川幹線3号線新設改良事業	19,000		
	橋りょう点検事業	26,700		
	柳大橋補修事業	84,400		
	久那橋補修事業	48,400		
	平和橋補修事業	58,200		
	五反田橋橋脚撤去事業	2,000		
	小規模橋りょう補修事業	4,100		
	3 河川費	大野原蓼沼水路整備事業	19,500	
		土橋沢水路整備事業	2,500	
		湯ノ沢川整備事業	42,000	
	4 都市計画費	中央通線街路整備事業	9,641	
		お花畑通線街路整備事業	60,000	
		秩父ミュージックパークスポーツの森プール設備改修事業	3,000	
		秩父ミュージックパークスポーツの森施設案内看板設置事業	605	
	5 住宅費	皆谷原住宅電気温水器改修事業	1,800	
		市営堂ノ前住宅解体事業	13,200	
	9 消防費	1 消防費	消防団車両整備事業	19,140
			消防団詰所新築事業	18,200
	10 教育費	2 小学校費	吉田小学校給水管引替事業	702
小学校保健特別対策事業			12,400	
荒川西小学校校舎大規模改造事業			128,000	
3 中学校費		秩父第二中学校防水改修事業	8,300	
		秩父第一中学校不具合箇所改修事業	3,000	
		中学校保健特別対策事業	7,200	
		影森中学校管理教室棟大規模改造事業	226,950	
5 社会教育費		内田家住宅修理事業	1,000	

款	項	事業名	金額
		図書館空気清浄機購入事業	603
		秩父図書館防水事業	4,000
	6 保健体育費	秩父第一中学校共同調理場機械室増築工事設計委託事業	2,773
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	荒川幹線7号線災害復旧事業	2,000
		第2・第3安谷橋災害復旧事業	6,479

余 白

第 4 表 地方債補正

(追加、変更及び廃止)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
3 森林管理道整備事業費	33,600	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
4 ふるさと融資事業費	300,000		
5 地方道路整備事業費	827,900		
9 荒川西小学校校舎費 大規模改造事業費	12,400		
10 影森中学校校舎費 大規模改造事業費	15,300		
14 減収補填債	0		

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	27,400	補正前に同じ。		
	0			
	782,800			
	97,700			
	177,400			
	109,900			

議案第 1 2 号

令和 2 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）

令和 2 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 10,526 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,637,486 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,248 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 133,588 千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入（事業勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,074,464	4,173	1,070,291
	1 国民健康保険税	1,074,464	4,173	1,070,291
3 国庫支出金		2,175	4,173	6,348
	1 国庫補助金	2,175	4,173	6,348
4 県支出金		4,821,366	11,028	4,810,338
	1 県補助金	4,821,365	11,028	4,810,337
6 繰入金		616,588	502	617,090
	1 他会計繰入金	616,588	502	617,090
歳入合計		6,648,012	10,526	6,637,486

2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		4,756,421	10,526	4,745,895
	1 療養諸費	4,142,637	4,500	4,138,137
	2 高額療養費	584,887	1,098	585,985
	4 出産育児諸費	21,011	7,124	13,887
歳 出	合 計	6,648,012	10,526	6,637,486

3 歳 入 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 県支出金		8,847	500	9,347
	1 県補助金	8,847	500	9,347
4 繰入金		60,548	500	61,048
	1 他会計繰入金	60,548	500	61,048
8 国庫支出金		0	248	248
	1 国庫補助金	0	248	248
歳 入	合 計	132,340	1,248	133,588

4 歳 出 (診療施設勘定)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 予 備 費		20,817	1,248	22,065
	1 予 備 費	20,817	1,248	22,065
歳 出	合 計	132,340	1,248	133,588

議案第13号

令和2年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

令和2年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,242千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ824,483千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月24日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		184,871	11,242	173,629
	1 他会計繰入金	184,871	11,242	173,629
歳入	合計	835,725	11,242	824,483

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療広 域連合納付金		832,969	11,242	821,727
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	832,969	11,242	821,727
歳 出	合 計	835,725	11,242	824,483

議案第14号

令和2年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）

令和2年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,900千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ343,229千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年2月24日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 市債		117,200	6,900	110,300
	1 市債	117,200	6,900	110,300
歳入	合計	350,129	6,900	343,229

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業 費		283,366	11,774	271,592
	1 総務費	283,366	11,774	271,592
2 公債費		55,977	1,044	54,933
	1 公債費	55,977	1,044	54,933
3 予備費		10,786	5,918	16,704
	1 予備費	10,786	5,918	16,704
歳 出	合 計	350,129	6,900	343,229

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 農業集落排水事業費	1 総務費	久那集落排水処理施設改修事業	127,435

第 3 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
1 農業集落排水事業費	117,200	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	110,300	補正前に同じ。		

議案第15号

令和2年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）

令和2年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80,545千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181,916千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年2月24日提出

秩父市長 久喜邦康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		14,240	7,410	6,830
	1 設置費分担金	14,240	7,410	6,830
3 国庫支出金		47,714	14,035	33,679
	1 国庫補助金	47,714	14,035	33,679
4 県支出金		18,000	3,200	14,800
	1 県補助金	18,000	3,200	14,800
8 市債		81,100	55,900	25,200
	1 市債	81,100	55,900	25,200
歳入合計		262,461	80,545	181,916

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		16,204	370	15,834
	1 総務管理費	16,204	370	15,834
2 施設管理費		33,005	9,636	23,369
	1 施設管理費	33,005	9,636	23,369
3 施設整備費		161,943	80,781	81,162
	1 施設整備費	161,943	80,781	81,162
4 公債費		39,520	13	39,533
	1 公債費	39,520	13	39,533
5 予備費		11,789	10,229	22,018
	1 予備費	11,789	10,229	22,018
歳 出 合 計		262,461	80,545	181,916

余 白

第 2 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
1 特定地域生活排水処理施設整備事業費	81,100	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	25,200	補正前に同じ。		

議案第16号

令和2年度秩父市立病院事業会計補正予算（第3回）

第1条 令和2年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量（2）年間患者数 入院「39,000人」を「32,000人」に、外来「81,000人」を「70,000人」に改め、同条（3）一日平均患者数 入院「107人」を「88人」に、外来「303人」を「262人」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
			収 入
第1款 病院事業収益	3,308,523千円	△394,264千円	2,914,259千円
第1項 医業収益	2,967,494千円	△405,000千円	2,562,494千円
第2項 医業外収益	341,029千円	10,736千円	351,765千円
			支 出
第1款 病院事業費用	3,217,088千円	△66,861千円	3,150,227千円
第1項 医業費用	3,165,898千円	△65,844千円	3,100,054千円
第2項 医業外費用	50,726千円	△1,017千円	49,709千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 87,630千円」を「不足する額 87,731千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 87,430千円」を「過年度分損益勘定留保資金 87,531千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
			収 入
第1款 資本的収入	122,826千円	△101千円	122,725千円
第3項 補助金	6,980千円	△101千円	6,879千円

第5条 予算第9条に定めた一般会計から補助を受ける金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）救急医療等			
負担金・補助金	286,682千円	537千円	287,219千円

第6条 予算第10条に定めた、たな卸資産の購入限度額「342,150千円」を
「298,150千円」に改める。

令和3年2月24日提出

秩父市長 久喜 邦 康

議案第17号

令和2年度秩父市下水道事業会計補正予算（第3回）

第1条 令和2年度秩父市下水道事業会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度秩父市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた（3）主要な建設改良事業 管路建設事業「32,500千円」を「9,623千円」に、管路改築事業「142,597千円」を「52,625千円」に、処理場改築事業「50,400千円」を「242,250千円」に改め、「ポンプ場改築事業 2,800千円」を削る。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 公共下水道事業収益	1,100,129千円	△2,089千円	1,098,040千円
第2項 営業外収益	605,167千円	△2,089千円	603,078千円
	支 出		
第1款 公共下水道事業費用	1,026,901千円	8,999千円	1,035,900千円
第1項 営業費用	946,297千円	△5,001千円	941,296千円
第2項 営業外費用	80,004千円	14,000千円	94,004千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 353,350千円」を「不足する額 348,176千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 13,280千円、過年度分損益勘定留保資金 103,289千円、当年度分損益勘定留保資金 236,781千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6,157千円、過年度分損益勘定留保資金 103,289千円、当年度分損益勘定留保資金 238,730千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	304,833千円	79,700千円	384,533千円
第1項 企業債	254,900千円	13,500千円	268,400千円
第4項 国庫補助金	16,800千円	66,200千円	83,000千円
	支 出		
第1款 資本的支出	658,183千円	74,526千円	732,709千円

第1項 建設改良費 239,469千円 76,201千円 315,670千円

第3項 企業債償還金 411,374千円 △1,675千円 409,699千円

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額「204,900千円」を「218,400千円」に改める。

第6条 予算第10条を削る。

令和3年2月24日提出

秩父市長 久喜邦康

議案第18号

令和3年度秩父市一般会計予算

令和3年度秩父市一般会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和3年2月24日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第19号

令和3年度秩父市国民健康保険特別会計予算

令和3年度秩父市国民健康保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和3年2月24日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第20号

令和3年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和3年2月24日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 21 号

令和 3 年度秩父市介護保険特別会計予算

令和 3 年度秩父市介護保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 3 年 2 月 24 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 22 号

令和 3 年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算

令和 3 年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 3 年 2 月 24 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第23号

令和3年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算

令和3年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和3年2月24日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 24 号

令和 3 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算

令和 3 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 3 年 2 月 24 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 25 号

令和 3 年度秩父市駐車場事業特別会計予算

令和 3 年度秩父市駐車場事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 3 年 2 月 24 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第26号

令和3年度秩父市立病院事業会計予算

令和3年度秩父市立病院事業会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和3年2月24日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 27 号

令和 3 年度秩父市下水道事業会計予算

令和 3 年度秩父市下水道事業会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 3 年 2 月 24 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康